

「技術開発・工事一体型調達方式」 の試行について

平成21年4月21日

「技術開発・工事一体型調達方式」の試行について

施策の目的と位置づけ

公共調達の制度面において、技術開発を促す仕組みとして技術開発と工事の一体的調達を取り入れることにより、民間の技術研究開発意欲を促進し、より質の高い社会資本整備を進める。

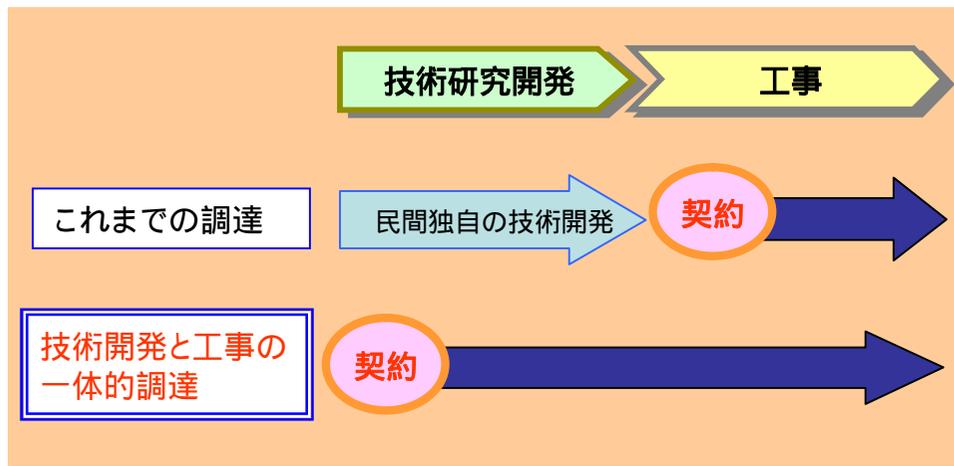
国土交通省技術基本計画(平成20年4月策定)における位置づけ

「国土交通省技術基本計画」の具体策の1項目として、民間の技術研究開発意欲を促進する制度面でのインセンティブの充実があり、「**技術研究開発と工事の一体的調達**、研究開発段階でのフィールドの提供、技術研究開発成果を評価し総合評価での評点アップ等制度面での支援を実施する」としている。

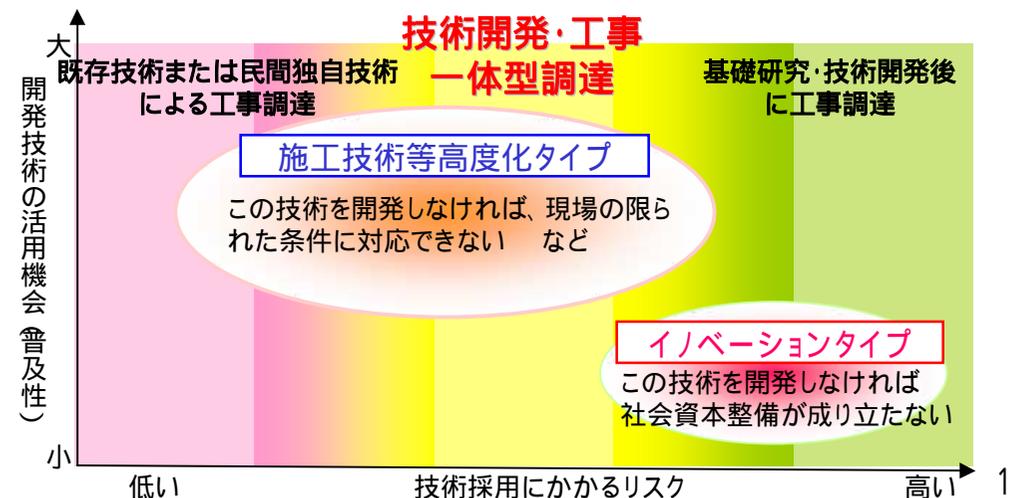
施策導入の効果

- (1) 技術的隘路のため計画できなかった事業が実施可能
- (2) 民間の技術開発を誘発
- (3) 技術開発成果の早期活用

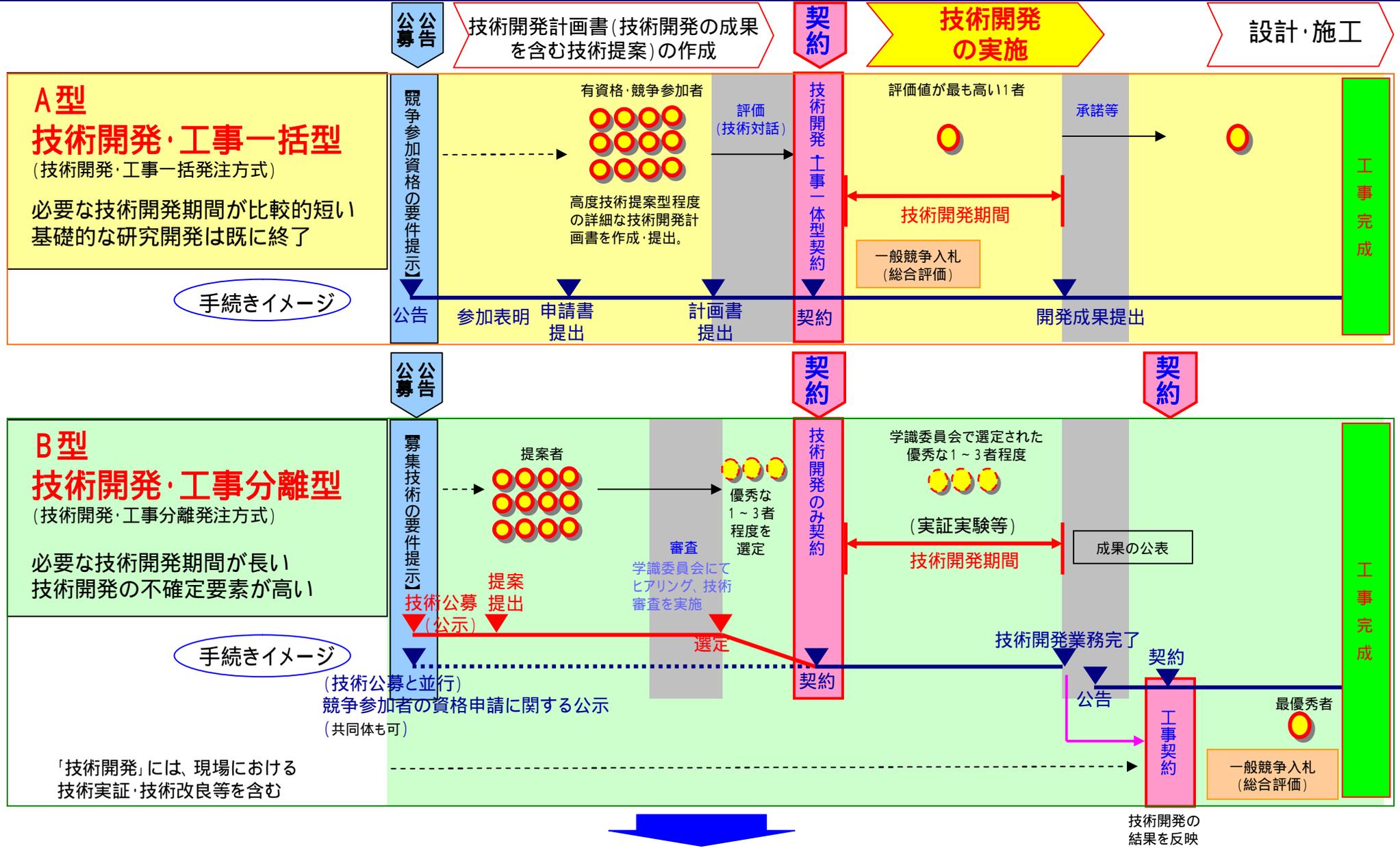
調達方式の概要



技術活用機会と技術採用リスクに応じた調達方式の選定イメージ



「技術開発・工事一体型調達方式」のタイプ(A型・B型)

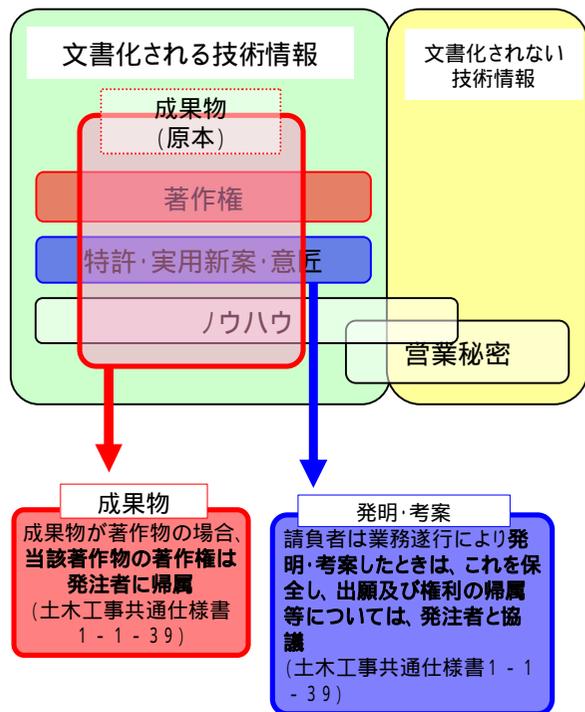


- 今後の方針(案)**
- A型及びB型を平成21年度から一部試行
 - 4月中に「技術開発・工事一体型調達方式ガイドライン」を策定予定

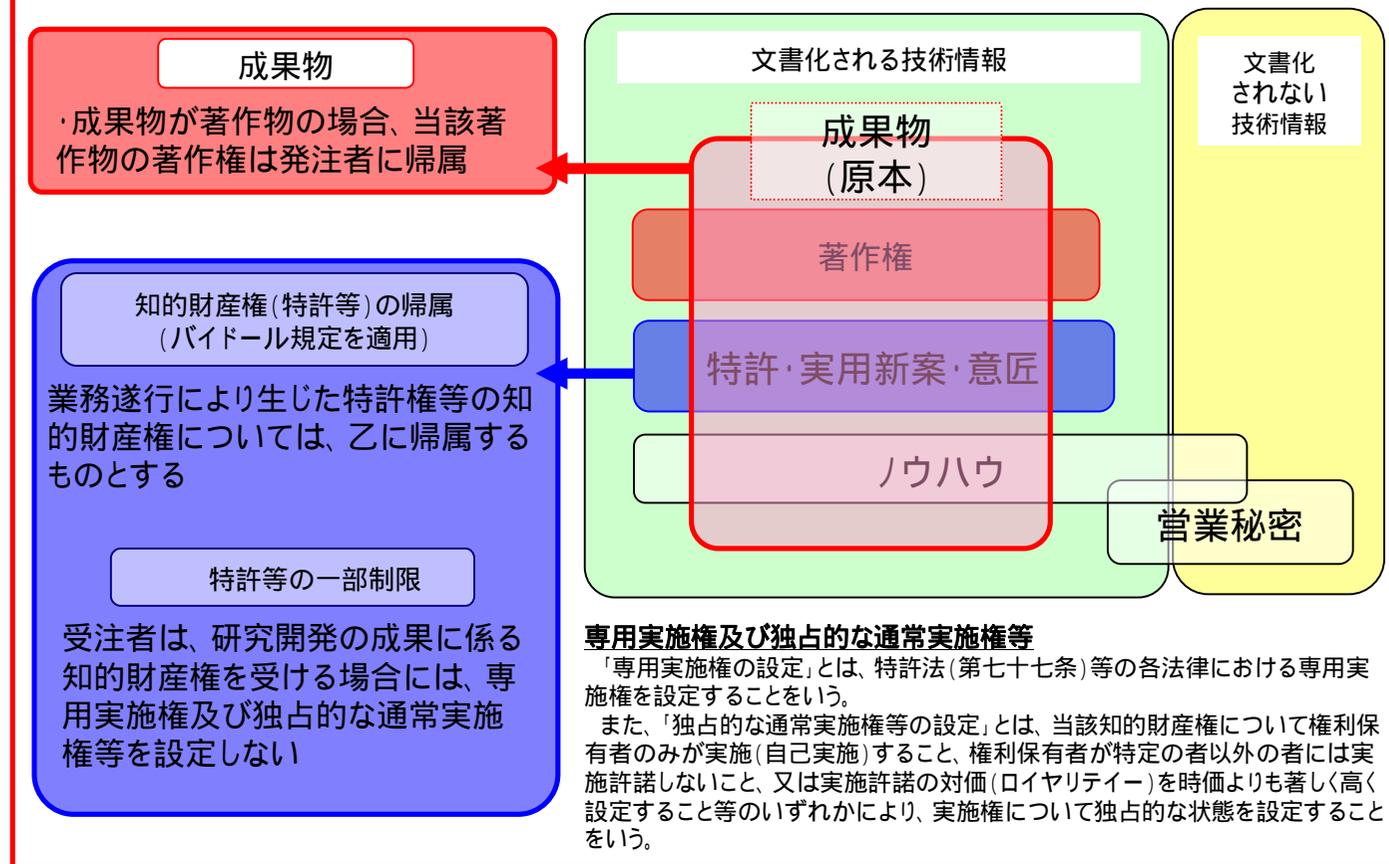
「技術開発・工事一体型調達方式」における知的財産権の帰属について

(参考)一般的な請負工事の例

- ・成果物(著作物の場合)の帰属は甲
- ・知的財産権(特許等)の帰属は協議



- ・成果物(著作物の場合)の帰属は甲 (これまでの請負契約と同様)
- ・知的財産権(特許等)の帰属は乙 (一部制限あり)



上記の知的財産権の帰属は、契約図書に記載

メリット

- ・バイドール規定を適用することにより、従前の(独自の)研究開発による特許等と当該調達による特許等の一体的管理が可能。
- ・特許取得のインセンティブが高まる。また、特許等の活用促進による技術開発のスパイラルアップが期待される。

(参考)産業技術力強化法第十九条(バイドール規定)
国の委託資金を原資として研究・開発を行った場合に、その成果である発明に関する特許などの権利を、委託した国が持つのではなく、受託して実際に研究・開発を行った者が持てるようにするという規定

「技術開発・工事一体型調達方式ガイドライン」の構成

ガイドラインの目次構成(案)

1 技術開発・工事一体型調達方式の適用

- ① 技術開発・工事一体型調達方式の定義
- ② 技術開発・工事一体型調達方式の適用の考え方

2 技術開発・工事一括型（A型）

- ① 実施手順
- ② 入札説明書
 - ・ 発注者が明示すべき事項
- ③ 技術提案の審査・評価
 - ・ 評価項目、予定価格の作成
- ④ 技術提案の履行の確保
 - ・ 契約図書における明記、評価内容の担保の方法、技術開発の履行状況の確認
- ⑤ 技術開発により生じた知的財産権の取り扱い

3 技術開発・工事分離型（B型）

- ① 実施手順
- ② 技術公募（選定）に関する事項
 - ・ 技術公募に係る公示、技術提案の評価、工法（技術）の選定
- ③ 技術開発業務に係る事項
 - ・ 競争参加者の資格に関する公示、技術開発業務の契約、予定価格の作成、技術開発業務により生じた知的財産権の取り扱い
- ④ 工事の入札・契約手続き
 - ・ 技術的能力の審査（競争参加資格の確認）、技術提案の審査・評価